

### 第3回 門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会 議事録

日 時： 平成26年2月25日（火） 午後2時から午後3時

場 所： 門真市健康福祉センター 4階 第3会議室

出席者： 西山 利正、吉岡 宗、副島 之彦、坂出 朱美、藤江 冬人、五十野 文子、八尾 ひろみ、四橋 勝、高林 弘の、中道 寿一

事務局： 健康福祉部長 下治部長

健康増進課 高田課長、桑野課長補佐、永谷主任、加藤

オブザーバー： 危機管理課 石丸課長

案 件： 1. 開会

2. 議題

- ① 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について
- ② 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画の答申について
- ③ その他

事務局： 定刻になりましたので、ただいまから第3回門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。第1回でご決定いただいておりますとおり、本審議会は公開での開催となっております。本日は、傍聴希望者が1名ございましたので、事前に委員長に許可をいただいております。本日は、委員10名全員のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、後日議事録の作成を行うため、本日の会議は録音させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会（次第）

【資料1】 門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

… すでに配布済と存じます。

【資料2】 門真市（案）に対する大阪府の意見等について

門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する正誤表

【資料3】 市対策行動計画の今後の策定スケジュールについて最後に答申(案)、以上でございます。

資料については全て揃っておりますでしょうか。もし、不足の資料がございましたら、お申し出ください。

それでは、西山会長、この後の会議進行よろしくお願いたします。

会 長： それでは、会議次第に従いまして進行していきたいと思ます。議題②の「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画について」ですが、本日の答申に当たって、まず議題①の「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について」、事務局より説明を願います。

事務局： 健康増進課の桑野でございます。それでは、議題①「門真市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について」ご説明させていただきます。

この案につきましては、先日本届けたしました第3回審議会開催通知とともにすでに配布させていただいておりますので、それをもとにご説明させていただきます。

まず、資料3の市対策行動計画の今後の策定スケジュールをご覧いただきたいと存じます。

前回12月24日の第2回審議会のあと1月7日に第3回実務者会議、1月14日に第2回策定委員会を開催いたしました。行動計画案の「文言・字句の訂正」を行うとともに、表現のルールの一掃を図り、さらにわかりにくい用語は、用語が最初に出てくるところで下線を引き、※（米印）を入れました。次に協力依頼する公用施設等につきまして、一覧表を第3節「各発生段階における対策」のあと、38、39ページに、担当部局別に載せました。また、追加の参考資料として「対策本部条例」、「対策本部設置要綱」、「附属機関に関する条例施行規則（抜粋）」、「行動計画策定委員会設置要綱」、「審議会委員名簿」、「行動計画策定の経過」を合わせて用語解説の前58～70ページに載せました。

その素案を門真市の計画案として、大阪府の地域保健感染症課にみていただき訂正いたしました。訂正箇所につきましては、お手元の資料2のとおりでありまして、3か所の訂正がありました。

この計画素案を2月4日から23日までパブリックコメント手続きにより意見募集いたしました。ご意見はございませんでした。

皆様方にはこの時点での計画案を資料として配布させていただいておりますが、その後の点検で発見されました訂正箇所を別紙のとおりまとめておりますので、後で修正願います。

なお、項目ごとの担当所管部局等につきましては、機構改革によりまして今後4月1日以降に、手直しが出てこようかと存じます。また、前回ご質問のありましたコールセンターの位置づけについてでございますが、大阪府及び市それぞれにコールセンターを設置する必要があり、府のコールセンターは医療に特化したものになるとのことです。

一方、市は、市民からの一般的な問い合わせに対しましては、広く対応できるコールセンターが必要になりますが、事務局内に設置するか否かは、本計画で明文化しておりません。

本市の体制といたしまして、緊急事態宣言発令による本部の位置づけの変更に伴い所管事務局が変更いたしますことから、コールセンターを事務局に設置することは市民の混乱を招きかねないと考えております。従いまして、今後マニュアル作成を進めていく中で、市民にとって分かり易いコールセンターの設置のあり方について検討してまいりたいと存じます。

また、マニュアル作成につきましては、内容に応じて関係機関をメンバーとした「ワーキング会議」なるものを改めて立ち上げる必要があると考えております。

本審議会につきましては、本日3回目を持ちまして、一旦終了ということになります。マニュアル作成につきましても本審議会の委員の皆様にご協力をお願いすることがあろうかと存じますので、その際には改めてご協力をお願い申し上げます。

以上、経過説明と後ほど本審議会の答申として市長へ提出いたします行動計画案の説明とさせていただきます。

会 長： 事務局ありがとうございました。ただいまの事務局説明につきまして、審議いたします。いかがでしょうか。

問題となってくるのが、コールセンターをこの中には戻せないと説明があ

りましたが、今後このワーキンググループを作ってやっていく中で、いろいろとその辺も煮詰まって来るかと思うのですが、各委員の先生方、ご意見いかがでしょうか。

やはり、一番第一線に関わられるのが医師会の先生方になると思うのですが。吉岡先生、いかがでしょうか。

副会長：コールセンターですか。電話が掛かってくるのが医療機関や消防署と思うのですが、医療機関というのは現実的には昼間の休診時間帯には繋がらないことが多いんですよね。となると、その時間には多分消防署に、ということになります。その時には消防署から医療機関への電話が繋がらないので混乱を生じないのか、消防署で混乱を生じるというのが一番全体的に見ると良くないんじゃないのか。医療機関の場合は個々での対応である程度分散するとしても、一番混乱に落ちる可能性があるのは僕は消防じゃないかな、と思うのですが。ですからそういうことがないように、しっかり考える必要があるのかな、と思います。

会 長： それでは、今お話に出ました消防の方ではいかがですか。

委 員：通常5台、救急車をおいていますが、それプラス2台の一時災害用があり、それ以外にも赤隊ですね、緊急の場合、普段火災等に出動している車があるので、火災のときは難しいですけれども台数的にはかなり貸すことができるのではないかと考えております。

会 長： 基本的にはまず救急車が動くという以前に、どうしたらいいかと言うことで尋ねてくるのが中心になってくると思うのですが。

副会長：電話対応でそこに電話が集中すれば、そこに電話が通じない、そういう事態が起きるということを防ぐことが一番まず大事じゃないかと思います。そのところを第一番に、コールセンターというのをどの時点で明らかにするのかということがポイントになるかと思います。

だから、いわゆる国内の未発生期には必要がないとしても、国内発生期の段階で、そういう電話は必ず掛かってくる可能性がある。だからもし、国内で発生したという状況であれば、その時点でコールセンターを立ち上げていないと、コールセンターの意味が非常に少ないという可能性があると思います。その辺は実際どういうふうに現時点でお考えになられているんでしょ

うか。

事務局： 国内発生期でも、どのエリアで発生したかによって、おそらく市民の混乱の度合いも違うかと思しますので、やはり情報がある程度、対応できるような情報が明らかになってきた時点では、何らかの形で市民の皆様には、『こちらの方にお問合せ下さい』というふうな電話番号の配置をしていく事になるかとは思っています。

前回の会議の方では、それを事務局で担うかどうかというご提案を、例としてそんな事を考えられるのかどうかという提案があったんですが、事務局で担うかどうかというところは、はっきりとは考えておりません。

と言いますのは、門真が緊急事態宣言が発令される前と発令される後では事務局の部所が変わりますので、変わるようなことがある時に、コールセンターの窓口をそこで変えてしまうとかえって混乱する可能性があるということとで現在検討していかなければいけないと思っているところです。

副会長： 今の発言でちょっと気になったのですが、どの地域で発生したか、という事に関して言えば、まあ飛行機で北海道からでも沖縄からでも大阪にはすぐに人の移動するのはできますし、北海道だったらコールセンターは要らないだろうと、そういうふうな考え方は成り立たないだろうというふうに考えるべきであって、どの地域であれ国内発生期になれば、私は必要になってくるんじゃないかな、と思います。

事務局： おっしゃるとおり、最近国内でも人の動きは激しいので、国内のどの地域に発生しても、いつ府内に持ち込まれるかどうかわからない不安を抱えるということでは、エリアとは直接は関係ないかもしれませんが、公表して電話番号はどこまでオープンにしていくかということについては、状況に応じて考えていきたいと思えます。一旦、おそらく保健センター等にも問い合わせが沢山入るかと思しますので、その問い合わせに対して対応しながら一定別のところで集約してコールセンターの機能を持たした方がいいのか、それか委託という形で出した方がいいのか、それか引き続き健康増進課で人員体制をとった中でコールセンター機能を果たしていくのかどうかということは、今後マニュアル等で定めて行きたいなと考えております。

会 長： そうですね、いろいろマニュアルを具体的に作る段階で、その辺で煮詰ま

ってくるかと思うのですが、まず普通一般的な市民がインフルエンザが起こった時に、対応するのがもう一つ実は所轄の保健所というのも当然そういうことに対応していくと思うんです。大阪府自体もその辺はある程度決められているかと思うんですけど、高林先生、こういうふうな地域的な話としては大体話はできているのでしょうか。

委員：地域的な話というか、コールセンターはもちろん発生期には府で24時間対応のコールセンターというのは当然設置するということにはなります。ただ市は市で、住民の身近な相談というものを聞いていただきたくコールセンターのようなものは必要だと思っています。保健所はもちろん24時間対応するのはできないのですが、昼間かかってくる電話に関しては、医療機関の受診のこととか等で相談に乗るという風にはなるかと思えます。ただ、コールセンターはおそらく国内発生期になれば立ち上げなければいけない、とは思っています。

会長：確かに吉岡先生や高林先生も言われたとおり、人の流動は多いと思います。いわゆる国内で出たというのがわかった段階で、いつ出ても不思議ではないと考えるのが相応だと思えます。そういう事で、これはマニュアルの中で、カチッと書いておかないと本当に発生した時に具体的に動かなくなりますので、事務局の方でその辺を抑えた形の今後マニュアルができることを審議会として期待しているというふうに言わざるを得ないかなと思います。その他の点で、何かご審議いただきたいのですが、それぞれの職種の方々に何かご意見等ございませんでしょうか。

コールセンターにおきましても、基本的には住民にいかん知っていただくかというネットワークが大事だと思うんですね。そのネットワークに関してはどのように事務局は考えておられるのでしょうか。どういう形で広報するのかということと、どこに聞いたら良いのか分かるような形を作っていくかといけなないので、そういうことに関しては今現在、スケジュールを作るとい訳ですけど、素案という形で結構ですから、お考えでしょうか。

事務局：具体的な広報の方法につきましては、一般的な広報紙を使ってだとか、ホームページ等を使って、あと今年度から導入されました、市役所の中にある行政モニターを使ってだとか、あと、出先の公共機関へのポスター掲示等で

周知を図っていく事になるかと思えます。あと各地域の団体を通してそれぞれに説明に上がった等で、出来るだけそちらの方を通して口コミでも広がっていく様な形での動きをとって行く形になるかなと考えております。

会 長： 門真市の場合、ホームページができていると思うんですけど、その辺の広報的な力というか能力というのはどういうふうに評価されているのですか。ホームページにあげるだけで結構反応が早いですか。

事務局： ちょっと具体的には把握はできていないのですが、比較的にホームページ等での反応のある方っていうのは、問い合わせでも若い方が多い様な印象を受けております。予防接種の問い合わせとか子どもの健診等のことの問い合わせって言うのは、ホームページを見てメールでというのは最近では結構ございます。

会 長： 若い人はやはりインターネットを割と自在に扱えますし、スマホ等も簡単に使っていますしね、そういう意味で昔の紙に書いた広報というのはかなり情報が遅れてしまいますので、こういうインターネットでの情報発信というのはかなり大事になってきます。その辺のインターネットで前もって出す、ということを市民はご存知なのでしょうか。

委 員： 今のことはあまり知らないのですが、要は子どもと老人のことを親としてまず情報を知りたいと思うので、大人はあれですけれども動かない事が一番の要望という事であれば家にブロックする、とすれば学校の連絡網がありますよね、メールで各父兄に一斉にポンと出てしまう、であれば、前段でそういうものを出して、当然学校が閉鎖になるなりで、その時点で子どもは動かないと。老人は、老人で、管轄しているところがあれば、その機関に連絡すれば、とりあえず一番弱いところはある程度まず優先順位を情報開示出来るので、そういう事を実行すればよいのではないかと思います。ようは一番弱い所を守ってしまうというのはどうでしょうか。

会 長： そうですね、まさにその通りだと思いますね。やはりインフルエンザにかかりやすい、インフルエンザで死にやすい人達を抑える事が基本なんだと思います。他にご意見ございませんか。

委 員： 私は主人と二人なんですけども、小さい子どももいませんし、私が連絡を一番に知るのが自治会の回覧なんです。それは私はインターネットで市のホー

ムページを見ることが出来ないので、自治会の回覧が回ってくるのが私にとってが一番身近で早いんです。子どもがいないのでPTA等で情報を知る事が滅多にないですしね。自治会の方には任意で入ってますので、自治会にみんなが入るようなシステムを門真市民でして頂ければ回覧も全部回るし、そうと思いますが。

会 長： 回覧は必ずしも全世帯に回るというわけではないですよ。

委 員： です…ね。そこは自治体によってわからないですが、回ってきたら判を押してまた回してだけで。でも自治会費は全員が支払っている訳ではないので、払ってない人にも回覧が回っているのか、そうではないのか、そこは自治会の方に聞いて貰わないとわかりません。

会 長： 回覧というのは、例えばある一定の年齢以上の人は非常に重要な情報源になるかと思うんですね。

委 員： そうですね、今のところそれが一番です。

会 長： それもいわゆるこれからのスケジュール作りの非常に大事なご意見になるかと思います。他に何かこのネットワークでこれは押さえてかなければいけないという点はございませんでしょうか。

委 員： 市民の方の周知という事でいえば、自治会の回覧でいえば、たぶん門真は比較的自治会組織率でいえば9割位だと思うんですけど、とは言いながらもすべてのエリアに自治会が存在するわけではないので、自治会がない地域では回覧システムがないという所もありますので、そこは今は市の広報などは自治会の回覧は使わずに全戸配布、ポスティングして市広報なんかは配布されているので、そういうポスティングを使おうという事も必要かなと思います。高齢者の方への周知方法についても、保健センターの横に老人福祉センターがあるんですけど、老人クラブの事務局の中で見られますので、老人クラブの方たちなどは、市の広報の中にはかなり目を通さないといけないものもありますけど、老人クラブの中でそういう方法もあれば関心も高まるのかなと思いますので、そういう団体へも周知していけばと思います。

会 長： ちょっと私の方から医師会の吉岡先生にお聞きしたいのですが、小学校で、いわゆる学校閉鎖をする際に、確か学校安全衛生法でしたっけ、校長先生や校医との間で話を進めていくということになると思うんですが、その辺はど

うなんでしょう。止める時期とか非常に難しいとは思いますが、具体的に医師会からこういう風にしてくれという意見をして、各校医と学校に対してうまくそれが動くんでしょうか。

副会長：その点の現状からいえば、あくまでも校医は相談に乗るという立場ではあるが、権限というのは校長先生にしかない。ですから仮に校長先生と校医の意見が食い違った場合、校長先生の権限で決めることになるでしょうね。

会 長： そうなると教育委員会やその辺の意向が強くなるでしょうね。

副会長：そうですね、その場合にはむしろ、本当に新型インフルエンザというのを想定して物事を考えるのであれば、各学校単位での校長と学校医との話の中で決まる問題というより、もっと最初から広いエリアで考えるべき問題だろうなど基本的には思います。ですからその際に判断の根拠が医師からの情報ということになると、保健所の先生方にもそれを教えていただかないといけない情報も入ってくるだろうし、隣の市で発生していても我々にはわからないことが沢山ありますよね。ところで保健所なんかでは各市の、門真の場合では守口、門真両方なので、少なくとも守口のことは保健所である程度は、ただ寝屋川のことになるとうま管轄が違うのでわからないという状況もあるので、そうすればそういうこと一つ一つ個別にするというよりはもう少し広域でそういうことをコントロールすることを考えないと、個別のところを考えるのは非常に困難じゃないのか、という気がします。

会 長： いわゆる大阪府で、ということですかね。

副会長：そうですね、新型というものを考えれば、最初から大阪府全体に及ばないと後手後手に回るということですね。

会 長： その他、この骨子案につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

委 員：医療のところなんですけれども、未発生期から府内感染期まで患者の搬送・移送に関する協力・連携体制についてのところですが、府、消防機関と情報共有を図るという漠然とした表記になっています。実際市内感染期に入り患者がたくさん発生してくれば、府が搬送するといっても、何台しかないといい状況になりますので、これは必ず消防で運んでもらわなければ仕方ないという状況になると思うので、ここは消防機関と情報共有を図るというよりも、搬送に協力すると書いていただく方が後のことを考えやすいのではないかと

思います。大阪府でももちろん搬送するんですけど、それは本当に府外に出て最初の数名しかできない、現実問題としていうふうに理解してるんですね。

事務局： 指摘のところなんですけど、非常に表現に迷ったところなんですよね、大阪府の方にどこまで搬送能力があるかと問い合わせたところ、大阪府は2台しか搬送の車を確保していないということで、それ以上必要になった場合、おそらく市町村さんをお願いすることになるだろうと伺っております。

ただ、本市の場合には消防隊、市に一か所あるのではなく、守口門真での消防本部になりますので、市が直接協力するという事は非常に申し上げにくかったので、市の方に連絡があっても、消防本部の方とで連絡をやり取りした中でどうしていくかということ判断していくことになりましたので、このような表現にさせていただきました。

委員：ただ実際に何か起こった時には、事前によっぽど考えておかないとしんどいと思うので、この表現はもう一つではないかなと個人的には思います。もちろん守門消防ということで、事務組合であって、ちょっと違うのかなとは思いますが、そこはよく消防さんとお話されてちゃんと書いといた方がいいのではないかというのは私の意見です。

会長： それでは、今のご意見に関しまして消防の方はいかがでしょうか。

委員：搬送能力ですけれども、今までから現状5台ぐらい稼働が可能でして、先ほど申しあげました赤隊には、救急車出身者とか救急過程を卒業したものとかを配置しておりますので、もしもの場合の搬送は可能でございます。そういう意味では守口門真両方を対応しておりますので、搬送可能です。

会長：吉岡先生にお聞きしたいんですけど、具体的にインフルエンザで搬送が必要になってくる状況というのはインフルザの状況としてはどういう状態なんですか。脳炎を起こしているとか、重篤な状況なんですか。

副会長：疾患そのものとして考えれば、インフルエンザ脳炎の意識障害というふうに云うのが良いでしょうね、それから脳炎以外での意識障害、呼吸器障害、そういった状態の場合に搬送が必要になってきます。それから一例ですが、最近のインフルエンザですけども、非常に強い腹痛で休日診療所に来られた方がありまして、その方は救急病院で受診していただきました。そこでインフルエンザAと診断がついた例がありますが、同じインフルエンザでも激しい

腹部症状、ということも稀にあるでしょうから、そういうものも含まれてくる。特に意識障害、呼吸器障害が大きな問題になるかと思います。

会長： 新型インフルエンザ自体が門真市で起こって、その拡がりや重篤度というもので搬送の数やそういったものが微妙に変わってくるかと思うんです。それを推測するというと非常に専門的なことになってくるので、どの程度でどれくらいの人が意識障害とか肺炎とか起こしたりするかという計算もできないこともないですが、非常に複雑なファクターが係ってくるかと思いますので、基本的にこの門真市の中で考えるには先ほどの消防署の方が言われましたように、消防署の搬送可能な状況までのカバーっていうのが、門真市としては限界なんじゃないのかな、とは思うのです。それ以上になってくるともっと高次の判断が必要になってきますので、門真市から離れてさらに大阪府や国、というふうな状況の流れになっていくんじゃないかと思うのですが。その辺も含みまして、先生方何かご意見ないでしょうか。

委員： まず、最初からこの人が新型インフルとはわかるわけではないのでね、非常に肺炎が重篤だとか或いは意識障害であるとかいう事で最初からわかっている振分け出来るんでしょうけど、単にそういう患者さんが増えて最終的には新型インフルエンザだったなあとわかるような状況になると思うので、それはよく考えておいた方がいいのではないかと思いますね。それは医療機関に関しても同じ事で、新型インフル診るとか、診ないとか言っても、紛れ込みで熱ですとか言われて紛れ込んでしまうので、振分けというのは、すごく流行ってきたらできない、とは思います。ただ最初の海外渡航から帰ってきた1例か2例くらいは何とか振分けするという形にはなるかなあと思います。ある程度蔓延しちゃえば、どっちにしても府内感染となればすべての医療機関に診てもらおうということになっておりますので、搬送に関しても同じだと理解しております。

会長： その辺のいわゆるマニュアル自体を作っていく操作を今後行われると思うんですけども、その辺を非常によく考えて作らないとうまくいかないのではないのかと思います。その辺も事務局の方に一つ要望という形でお願いしたいと思います。その他にご意見ありませんか。特に職種に関するところ深く見ていただければと。いかがでしょうか。

委員：誤字なのですが、17頁の下から2行目…

事務局：先ほどご指摘のあったところですが、ホッチキス止めしている2枚だけの分があるんです。正誤表ですが、一番最初がページになっていまして、1番最初のところは目次の参考資料というところの7項目目が、『名簿・策定の経過』となっているのですが、これを正しく『門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会名簿・』にして『門真市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過』と名前を変えさせていただくというようになっております。で、先ほどご指摘のありましたところ、17頁の『こきょう施設等』とありましたところは、正しくは『公共施設等』というところで、申しわけございませんが、正誤表を作っておりますので、後で直していただくような形でよろしくお願いいたします。

会長：その他ございませんでしょうか。第3回でございますので、これで骨子案として完成していきたいと思っておりますのでご協力お願いいたします。特に自分に関係のあるところをゆっくり見ていただければと思っています。特に討議がないということになりますと、次に進んでいかなければならないと。議題③になると思うのですが、事務局の方、進んでいってよろしいか。

事務局：はい。

会長：それではありがとうございます。付帯意見も特にないということでよろしいか。大阪府では出たということですが、門真市の場合はそれほど大きな問題にはならないということでよろしいですね。この案に本日審議して頂戴した意見をさらにまとめたものを本審議会の答申とさせていただいてよろしいですか。最終の変更の確認は、事務局にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

委員：計画はざっと書いてあるので、今後マニュアルを作られると聞いているのですが、マニュアルに関しては関係者で作るということですか。詳細を教えてくださいたいです。

会長：事務局説明願います。

事務局：まずマニュアル作成の大きなところでは、予防接種をどう市民全体に勧めていくかということも、具体的なことを定めていかなければいけないと思っているんですが、そうなりますともちろん医師会さんの協力も得ながらで

すし、会場としましては学校等の協力もということであれば教育委員会の担当課にも協力していただいているというような、そういう組織を改めてお作りした中で検討していきたいと思っています。

会 長： それに関しましては、公開という形で最終的には発表していただけるということですね。

事務局： 現時点ではワーキング自体は公開したものというふうには考えておりません。マニュアル作成についても政府と府からも示されるとお聞きしておりますので、それに基づいた形で市も作成を進めていこうかと考えております。

会 長： それは国と府が出すということを経験として入れられているんですね。

事務局： はい。

委 員：ただ具体的な中身って言うのはマニュアルできっちり詰めないといけないし、府と市は一般論としては出しますけれども、この市としてはどうするねんというところはマニュアルでしっかり書いてほしいですし、そのところで関係者の意見をきっちり乗せて欲しいという思いはありますので、どこかの時点で、評価というか、非公開で全部決めちゃって、はい。これですよ一ではなくて、

副会長：だから行政と、わかりやすく言えば関係する医師会や地元の団体等の、つまり行政だけで決めるのではなくて、こちらの意見を入れとけと。もちろんその中には消防も入っていただかないと上手くいかないだろうし、分かりやすく言うと『行政だけでかっけて作るなよ！』と。まあキツイ言い方をすればそんなことなので。

事務局： もちろん市だけで作れるものとは思っておりませんので関係者の方、地域の皆様にご協力いただきながらと思っておりますので、また引き続きご意見いただきたいと思っております。

会 長： 例えばこれは会長からの要望ですが、さっき吉岡先生から言われたとおり、キーになる職種がありますよね、例えば医師会の方々、それから当然保健所の方々、消防署の方々、学校となったら教育委員会も絡んでくるかと思えます。そんな方々を具体的にに入れていただかないと委員会として納得できないのではないかと、その辺は事務局はどのように考えておられますか。

事務局： 今のご意見を踏まえた上で、委員の構成を考えていきたいと思っております。

す。

会 長： 今のメンバーでよろしいですか。

副会長： 情報の周知としては、独居老人だと民生委員の方々の力を借りないといけな  
いし、市役所のメンバーで言えば健康増進課以外に老人福祉課のところとか  
社協さんとかに、どなたが入れないではなく、できる限りの力を結集して物  
事にあたるという基本的な考え方をもってしないことにはなかなか上手くい  
かない。それでも結果としては上手くいかないことが多いだろうけど、  
体制を作るという意味では、総力を挙げるという方向で考えないといけな  
いだろうなと思います。基本的には。

会 長： それでは、審議会としましては、我々の総意という形で具体的に発生した  
ときの道筋を作るに当たっては、代表となる方々で、きちっと1年かかって  
市民の皆さんを導く道筋を作る、ということを事務局に確約していただく、  
そういう審議会の意見ということで総意という事でよろしいでしょうか。

(〔異議なし〕との声あり)

それでは、総意ということですので、事務局は重く受け止めていただきた  
いと思います。それでは案に対しては、これで終了させていただきます。

事務局： それではお手元に配布いたしております答申書に行動計画（案）を添えて  
答申させていただきます。

それでは、下治健康福祉部長受領をお願いいたします。

(下治健康福祉部長答申を受領)

会 長： それでは次に、議題③その他として、今後の策定スケジュールについて  
を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 今後のスケジュールにつきましては、3月20日に第3回の行動計画策定  
委員会を開催し、市としての行動計画を確定したのち、製本いたしました  
ものを議会に報告し、その後に公表・周知を行う予定でございます。

会 長： それでは、これまで3回にわたり、いろんなご意見を賜りありがとうございました。

答申も行い、審議会として一応の役割は終えたのではないかと考えており  
ます。これで本日の会議は終了したいと思います。委員の皆様には議事進行

にご協力をいただき誠にありがとうございました。

この後は、事務局進行をお願いします。

事務局： 本日はご多忙の中、熱心にご議論を重ねていただきありがとうございました。本審議会の閉会に当たりまして、下治健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

健康福祉部長： 健康福祉部長の下治でございます。閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙のところ「第3回門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会」にご出席いただきまして誠にありがとうございました。

皆様方におかれましては、専門的な見地でのご議論を重ねていただき、本日このように答申ができ上がりましたこと、大変うれしく思っております。国や大阪府においては、すでに行動計画が策定されているところであり、本市におきましても、委員の皆様にはスケジュール等いろいろとご無理をお願いしご協力いただきましたこと、衷心より厚く御礼申し上げます。

今年に入り、再び中国での鳥インフルエンザの感染者が急増し、家族間でのヒトヒト感染が相次いで確認されているとのことでありますが、現在のところ、極めて限定的な家族間での感染と聞き及んでおります。

本日賜りました答申につきましては、本市として重く受け止めますとともに、今後行動計画に合わせたマニュアル等を作成いたしまして、市民の皆様の生活と健康を守っていきたいと思っております。

皆様方には、引き続きよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

— 終了 —